

郵送での申込みを希望される方へ

1 まず、お住いの市町村社会福祉協議会に御相談ください。

以下の点について御相談ください。

① コロナウイルスの影響で減収になっている状況について

- ・いつから休業や失業等に至ったのか
- ・新型コロナウイルス感染症の影響がどのようにあったか

② 必要な貸付金額

貸付金額が10万円を超えて申請できる場合の世帯は以下のとおりです。

ア) 世帯員の中にコロナウイルス感染症の罹患者等がいる場合

イ) 世帯員に要介護者がいる場合

ウ) 世帯員が4人以上いる場合

エ) 世話をする子供が i) 学校が休校している場合、 ii) 感染のおそれのある小学校に通っている場合

オ) 世帯員に個人事業主がいる場合

カ) 特に資金の貸付需要がある場合

2 埼玉県社会福祉協議会のHPから、様式をダウンロードしてください。

① 借入申込書

② 借用書（表面）

③ 借用書（裏面）重要事項説明書

④ 収入の減少状況に関する申立書※

※収入の減少状況に関する申立書は、収入状況が明らかになる書類（減収前後の給与明細（写）、減収前後の預金通帳（写）等）が御用意できない場合、ダウンロードして御使用ください。

3 ダウンロードした様式に、記入例を参考にしながら必要事項を記載し、必要書類を添付のうえ、お住いの市町村社会福祉協議会に御郵送ください。

必要書類

① 借入申込書

② 借用書（表面）

③ 借用書（裏面）重要事項説明書

④ 住民票（世帯全員分、マイナンバー不要）

⑤ 運転免許証（写）もしくは顔写真付き証明書（写）

上記がなければ健康保険証（写）

⑥ 収入状況が明らかになる書類

例：減収前後の給与明細、減収前後の預金通帳（写）等

※収入状況が明らかになる書類が御用意できない場合、「収入の減少状況に

関する申立書」をダウンロードし、必要事項を記載のうえ、添付してください。

⑦貸付金を振り込む申込者名義の預金通帳（写）

4 申し込みの際の留意事項

- ①本会に書類が到着後、審査を行います。本会に書類が到着後、送金までに1週間程度かかります。
- ②本貸付は据置期間後に償還（返済）が伴います。
- ③新型コロナウイルス感染症に起因しない理由による借入申込みはできません。
- ④生活保護受給世帯や、従前から就業していない等収入の減少がない場合は、貸付の対象となりません。
- ⑤住民票等を取得するには費用がかかるため、必要書類を揃える前に必ずお住いの市町村社会福祉協議会に御相談ください。
- ⑥今回の特例措置では新たに、償還時においてなお所得の減少が続く世帯の償還を免除することができることとなっております。詳細が判明しましたら、あらためてお知らせいたします。